

○寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則

平成18年3月24日

規則第10号

改正 平成22年12月16日規則第24号

平成27年12月21日規則第35号

平成28年3月24日規則第7号

平成30年9月26日規則第20号

令和元年6月21日規則第1号

令和3年3月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成18年寒川町条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(常時雇用する従業員)

第3条 条例第2条第11号に規定する規則で定める者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 雇用時に雇用保険法第4条第3項に規定する失業をしていた者にあつては、当該失業の期間が雇用の日において3月以下の者
- (2) 雇用の日前1年間において当該企業等に雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として雇用されていたことがある者

(平27規則35・一部改正)

(奨励措置適用申請書)

第4条 条例第6条の規定による奨励措置の適用の申請は、奨励措置(固定資産税等の不均一課税)適用申請書(第1号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)適用申請書(第2号様式)。

以下「奨励措置適用申請書」と総称する。)により行うものとする。

- 2 奨励措置適用申請書は、条例第4条に規定する奨励措置(以下「不均一課税」という。)の適用の申請に係るものにあつては立地の日以後2月以内に、条例第5条第1項に規定する奨励措置(以下「雇用奨励金の交付」という。)の適用の申請に係るもののうち同項第1号の規定による雇用奨励金の交付にあつては立地の日から起算して1年2月を経過した日以後1月以内に、同項第2号の規定による雇用奨励金の交付にあつては立地の日から起算して2年2月を経過した日以後1月以内に町長に提出しなければならない。

(平27規則35・平30規則20・一部改正)

(奨励措置適用申請書の添付書類)

第5条 奨励措置適用申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。ただし、町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 土地、建物又は設備の販売又は賃貸借の契約書の写し
- (2) 投下資本額を証する書類
- (3) 事業内容及び事業計画を記載した書類
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証明する書類
- (5) 企業等が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、企業等が個人の場合にあつては住民票の写し
- (6) 不均一課税の申請の場合にあつては、固定資産一覧表並びに土地及び家屋の登記事項証明書
- (7) 雇用奨励金の交付の申請の場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 新規雇用従業員名簿
  - イ 当該従業員を継続して雇用していることを証する書類
  - ウ 住民票の写しその他当該従業員が雇用の日の1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有していることを証する書類

エ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し

オ 障害者であることを証する書類(条例第5条第2項の規定による加算を受けようとする場合に限る。)

(8) その他町長が必要と認める書類

(平30規則20・一部改正)

(奨励措置の適用の決定等の通知)

第6条 条例第7条第1項の規定による通知は、奨励措置(固定資産税等の不均一課税)適用(不適用)決定通知書(第3号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(平27規則35・一部改正)

(変更等の届出)

第7条 条例第8条第1号の事由による変更の届出は、奨励措置申請内容等変更届(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第2号の事由による事業の廃止又は休止の届出は、事業廃止(休止)届(第6号様式)により行うものとする。

3 前2項の届出は、当該届出の原因が生じた日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。

4 第1項に規定する奨励措置申請内容等変更届に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 変更の事実及び期日を証する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(奨励措置の適用の決定の取消し等の通知)

第8条 町長は、条例第9条第1項の規定により奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止したときは、奨励措置取消・停止決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(奨励措置適用承継承認申請書等)

第9条 条例第10条の規定による承継の承認の申請は、奨励措置適用承継承認申請書(第8号様式)により行うものとする。

2 前項に規定する奨励措置適用承継承認申請書は、承継した日から起算して30日以内に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 承継の事実及び期日を証する書類

(2) 承継する企業等の事業内容及び事業計画を記載した書類

(3) 承継する企業等が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、承継する企業等が個人の場合にあつては住民票の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(承継の承認等の決定等の通知)

第10条 町長は、奨励措置適用承継承認申請書の提出があつたときは、承認又は不承認の決定をし、奨励措置承継承認(不承認)決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この規則は、同日後も、なおその効力を有する。

(平22規則24・平27規則35・令元規則1・一部改正)

附 則(平成22年12月16日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月21日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の規定(附則第2項を除く。)は、平成28年4月1日以後に立地を行つた企業等に対する奨励措置から適用し、同日前に立地を行つた企業等に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月24日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月26日規則第20号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。